

老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。



◆対象住宅

- ・町内にある個人住宅であること
- ・空き家（1年以上使用していない）であること
- ・木造であること
- ・抵当権、賃借権などが設定されていないこと（土地を含む）
- ・住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと（築後30年経過など）
- ・倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること

◆申請者

次の①から③のいずれかに該当する方で町税などの滞納がないこと。

- ①登記簿上の所有者
- ②①の方の相続人代表者
- ③①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

※③の委任による申請をお考えの方は事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

◆対象工事

次の①から③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ①建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること
- ②住宅すべてを除去する除去工事であること（住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・便所を備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。）
- ③ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること（ブロック塀の除去工事は対象外）

◆補助金額

除去工事費の10分の8（上限100万円）を補助します。

◆受付期間

7月8日（月）～8月9日（金）

◆結果通知

9月27日（金）までに審査の結果（交付、不交付）を通知します。

◆注意事項

- ・補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- ・補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。

・住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ
本庁まちづくり課住宅係
4312115
佐賀支所建設課 土木係
5513700

令和元年度幡多広域地産外商
推進事業の募集

幡多広域市町村圏事務組合では、幡多広域ふるさと市町村圏基金を活用し、圏域内の地産外商を促進することを目的として、物産展、展示会、見本市などへ出展する方に対して、その経費の一部を補助する事業を実施しています。

◆補助対象者

組合市町村圏内に本社または主たる事業所を有する中小企業者などで次の要件を満たすもの

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者および同条第5項に規定する小規模企業者（個人事業者を含む。）
- ②組合長が必要と認める団体

③当該年度において、本補助金の交付を受けていないもの（過去の年度において、補助を受けた者も応募可。新規事業者優先）

◆補助対象経費

出展料、小間装飾費、輸送費、広報物製作費（新規作成分のみ）、備品借上料、交通費、高速道路等使用料、そのほか組合長が必要と認めるもの

◆募集期間

7月1日（月）～31日（水）

◆補助条件など

・出展期間中、原則5千人以上の集客が見込めるイベントなどがあること。

・申請書類の提出後、各募集期間内に必ず申請書受付窓口においてヒアリングを受けること。

◆補助限度額

九州・中国・近畿地方 5万円以内
中部地方以北 10万円以内

※詳しくは、左記ホームページをご覧ください。

http://www.hata-e.co.jp/hatanap/

○お問い合わせ
幡多広域市町村圏事務組合事務局
（幡多クリーンセンター内）

TEL 3112600

FAX 3112626